

8 0 2 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

1 . 特例を設ける趣旨

地方公共団体及び学校が自発性に基づき設定した課題に基づき、教育課程の基準によらない教育課程の実験的な編成・実施を可能とすることにより、当該地域における学校教育の活性化を図り、教育課程の改善に資するものです。

2 . 特例の概要

地方公共団体が、憲法、教育基本法上の理念、及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえつつ、学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定等の取組みを行うことが適切であるものとして、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該計画を実施するに当たって適切な期間、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とするものです。

3 . 基本方針の記載内容の解説

特区としての認定に係る手続きとは別に文部科学大臣の認定(指定)が必要となるのか。

本制度に係る計画の認定については、内閣総理大臣の認定の他に、別途文部科学大臣の認定は行わない。

4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

取組の期間等

本計画の実施する期間(段階的に実施したり、評価や見直しを行う場合にはその具体的な時期等を含む)及びその期間を設定した理由について記述すること。

教育課程の基準によらない部分

本計画の実施にあたり、現行の教育課程の基準をどのように変更するかについて、箇条書きで具体的に記入すること(現行の基準の枠内で可能なものは記入しないこと)。

教育課程の基準によらない部分を設ける趣旨

学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定等の取組みを行う趣旨について具体的に記述すること。

計画初年度の教育課程の内容等

計画初年度の教育内容・方法等について具体的に分かるよう記述すること（その際、現行の教育課程の基準と対比した教科等の構成及び配当時数を示した教育課程表を添付すること）。

児童・生徒への配慮

現行の教育課程の基準を大きく上回る授業時数を設定する場合の配慮や、転入生に対する配慮等児童・生徒へ必要な配慮について具体的に分かるよう記述すること。

憲法、教育基本法上の理念、及び学校教育法に示されている学校教育法の目標との関係

地方公共団体が当該計画について「憲法、教育基本法上の理念、及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえ」としていると判断した根拠を具体的に記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

1. 特例を設ける趣旨

少子化や過疎化の進行による兄弟姉妹や遊び相手の減少、都市化や核家族化などによる地域や家庭の教育力の低下等により、幼児の社会性を涵養することが困難となっている地域において、幼稚園に在籍する幼児が他の幼児とともに活動する機会が充実することにより、社会性が涵養されることが期待できます。

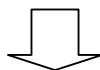
2. 特例の概要

幼稚園に入園できる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とされている（学校教育法第80条）が、特区において、幼児が満三歳に達する年度の当初から幼稚園に入園できるよう特例を設けるものです。

<現状>

4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月
				1歳				2歳				3歳	
				1歳				2歳				3歳	
				1歳				2歳				3歳	

満3歳となった日から入園できる。



<特例>

4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月
				1歳				2歳				3歳	
				1歳				2歳				3歳	
				1歳				2歳				3歳	

満3歳に達する年度の当初から入園できる

3. 基本方針の記載内容の解説

「経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したこと」について

特例が適用される地域の例として、少子化等により幼児数が減少し、または都市化等により幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少していることを挙げたものです。

「その他の事情」について

保護者から当該特定事業の実施の要望が特に多いことなどを想定しており、地方公共団体の事情に応じ幅広く対応できるようにしたものです。

「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十八条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められる」について
幼児が社会性を涵養することが困難となっていることをさします。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

一学級の幼児数については幼稚園設置基準第三条に規定されておりますが、園児数が定員内に収まっていることを確認するために、申請にあたっては、年齢別の学級数・定員数・実員数が分かる資料（下記の様式参照）を添付してください。

	5歳児	4歳児	3歳児	満3歳児（ ）	計
学級数					
定員数					
実員数					

（ ）満3歳児の学級を別に設けている場合は上記のように枠を作ること。

5. 当該特例に関して特に重要な添付書類

特になし

この特例措置については、全国展開の措置として、「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について（通知）」（平成19年3月31日付け18文科初第1275号）が発出され、今後、2歳児を幼稚園児として受け入れ、集団的な教育を行うということではなく、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた子育て支援としての受入れという形態に変更することにより進めることとされました。

なお、既に認定を受けた特区計画の幼稚園において、平成19年度に限り、引き続き2歳児が幼稚園に入園・在籍することができるよう、構造改革特別区域法における関係規定の削除に係る施行日が、平成20年4月1日となっています。

8 1 1 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業

1．特例を設ける趣旨

特区において、大学等の設置を促進することにより、当該特区における教育研究の活性化を図り、広い知識を有するとともに、深く専門の学芸を修得することにより知的、道徳的、応用的能力を有する人材の育成を促進するものです。

2．特例の概要

地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校地面積を減ずることができるようにする。

3．基本方針の記載内容の解説

「地域の集積が高い等の特別の理由」について

例えば、大学、研究所、民間企業等が集積する拠点とされ区画整理がなされていること等により物理的に所要の土地の取得が事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があることなどといった、やむを得ない特別の理由がある場合が想定されます。この理由については、特区認定の申請の際に、地方公共団体が内閣総理大臣に対して証明を行う必要があります。

「所要の土地」

大学等を設置する際に最低限必要とされる大学設置基準第37条、短期大学設置基準第30条に規定されている校地面積の土地のことです。なお、この最低限必要な校地面積基準については、平成15年4月1日の大学設置基準の改正により、「収容定員上の学生一人当たり10㎡」となっています。

「大学の教育・研究に支障が生じないもの」について

特区に集積している他の大学、研究所等と連携することにより効果的な教育を行うことが可能な場合など、当該大学の教育研究の実態からして、十分な教育効果が得られることが明らかな場合などが考えられますが、最終的には、それぞれの実態に対応して判断することとなります。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点
特になし

5．当該特例に関して特に重要な添付書類
特になし

8 1 6 学校設置会社による学校設置事業

1 . 特例を設ける趣旨

地域の産業との連携を図り人材育成や研究の促進を目指すことや、不登校児童生徒などを対象とした既存の取り組みを活用することなど、地域の特別の教育上又は研究上のニーズに対応し、学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において株式会社が学校を設置することを認めるものです。

2 . 特例の概要

地方公共団体が、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、一定の要件を満たす株式会社（学校設置会社）は学校を設置することができます。

この際、学校設置会社は、財務状況書類等を公開し、また、認定地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（高等学校以下の学校に限る。）について評価を行うとともに、学校経営に著しい支障が生じた場合等には在学者の適切な修学を維持することができるようセーフティネットを構築しなければなりません。

さらに、高等学校以下の学校の認可等については、認定地方公共団体が、自ら設置する審議会等合議制の機関に諮問して行います。なお、大学・大学院及び高等専門学校については、文部科学省において別途認可等が行われま

す。

3 . 基本方針の記載内容の解説

(1) 特別の事情に対応するための教育・研究等について

・「地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、（中略）特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うこと」は、地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する構造改革特別区域において、株式会社の設置する学校が、下記に述べる「特別な事情」に対応するための教育又は研究を行うことです。

すなわち、特区計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、その計画に記載された構造改革特別区域内において、株式会社が学校を設置することを認める規制の特例措置が適用され、当該学校が教育又は研究を行う事業を実施することが可能となります。

したがって、規制の特例措置を活用して、通信制の課程を置く高等学校が面接指導等（高等学校通信教育規程第2条に規定する面接指導等。）を協力校等本校の校舎以外の場所で行う場合や、大学の各キャンパスで教育研究を行う場合などについても、その指導等が学校として行う教育又は研究に位置付けられるものである以上、特区計画に記載された区域内において行う必要があります。なお、各校舎が複数の地方公共団体の区域に所在する場合には、各校舎が所在する複数の地方公共団体が共同し又は単独でそれぞれ、特区の申請を行うことが必要となります。

- ・「特別な事情」については、特区の申請を行う地方公共団体が当該地域の特性を踏まえ、必要となる事業の具体的な内容を把握し主体的に判断することになりますが、「特別な事情に対応するための教育又は研究」を株式会社が行うことが適切かつ効果的であると認める場合を幅広く含みます。例えば、不登校児童生徒の多い地域において株式会社が不登校児童生徒を対象とした学校を設置するケースや地域に根差した産業の技術力を活用した研究を行うとともに、その産業の後継者を育成する観点から、株式会社が大学を設置するケースなどが考えられます。
- ・学校の公共性、安定性・継続性を担保することにより、教育の質の確保や適正な運営、在学者などの利益等に配慮することが必要不可欠であることから、株式会社に学校の設置を認めるにあたっては、当該株式会社に一定の要件、情報公開を求めるとともに、認定地方公共団体における評価の実施（高等学校以下の学校に限る。）、セーフティネットの構築等を要することとしています。

（2）学校設置会社の資産・役員要件について

- ・上記2.にいう「一定の要件」とは、特定のニーズに対応する教育又は研究を行うとともに、資産要件、学校経営を担当する役員に学校経営の知識又は経験があること、役員に社会的信望があること、です。
- ・資産要件は、高等学校設置基準や大学設置基準など既存の各種設置基準に規定する校地・校舎等又はこれを購入するために必要な資金及び学校を運営するための財産をいい、認可に当たっての審査基準として文部科学省又は認定地方公共団体が具体的に定めます。
- ・役員に求める「学校経営に必要な知識又は経験」と「社会的信望」については、学校を適切に運営することが期待できない者が、学校の設置者として認められることのないよう、設置する株式会社の役員に一定の資質を求めるものです。個々の役員の資質については、法の規定のほかに国として細目を定めた規程等はありませんので、学校の認可等を行う際に個別具体的に判断

することとなります。

(3) 情報公開について

- ・ 情報公開に関しては、会社法上義務付けられているものに加え、学校設置会社としても、設置する学校への入学希望者が適切に学校を選択できるよう、入学希望者からの請求があった場合を含め、学校の教育の質や適正な運営等を担保するため、広く関係人にも閲覧させることが義務付けられています。

また、情報公開に係る「省令」(文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則(平成15年3月31日文部科学省令第17号))には、学校設置会社が備えるべき業務状況書類等(会社法において既に株式会社が備え置くものとされている貸借対照表、損益計算書及び事業報告書)、業務状況書類等が電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、業務状況書類等を作成する期限及び備え付けの期間について定めています。

(4) 評価について

- ・ 高等学校以下の学校について、認定地方公共団体が毎年度行う「学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況」の評価については、少なくとも、当該学校開校1年後から行う必要があります。その具体的方法については、認定地方公共団体が判断することとなりますが、学校教育法、各種設置基準、学習指導要領等を踏まえて、学校経営の公共性、継続性・安定性の観点から、当該学校の学校経営面、教育研究面の状況について適切に評価するために必要な評価項目を設定して行うこととなります。
- ・ 特区認定を受けた地方公共団体による評価は、広く社会一般に公表することにより、学校選択や修学の継続をする上で必要な判断材料として活用できるようにするため、できるだけ詳細な公表が望まれます。なお、具体的な公開内容、方法等については実際に評価を行う地方公共団体の判断によります。また、大学又は高等専門学校を設置する場合には、文部科学大臣が設置認可を行うことから、その教育研究の状況については既存の国公立大学と同様に、設置認可等の結果付される「留意事項」や、学校教育法に基づき認証評価機関が実施する第三者評価の結果が公表されることとなります。

(5) セーフティネットについて

- ・ 学校の経営に著しい支障を生じた、又は生ずるおそれがある場合に講ずべきセーフティネットについては、在学者の適切な修学を維持することができ

るように、認定地方公共団体が、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、その教育、経営等の状況を適切に把握しつつ、当該学校や関係機関等と連携を図り、準備を進めておくことを求める措置です。

具体的には、近隣の学校への転学のあるものの他、例えば、当該学校が小・中学校の場合にできるだけ当該児童生徒の希望にかなった同一市区町村内の公立学校に受入れることなど、在学者の立場に立って、最も適切な措置を講ずることとします。また、必要に応じて在学者や保護者の相談窓口を設置したり、適切な情報提供を行うことや、学校設置会社に対し適切な対応を要請することなども考えられます。

(6) 審議会等合議制の機関について

- ・ 認定地方公共団体におかれる審議会等合議制の機関は、特区において株式会社の設置する学校については、認可や不利益処分を都道府県知事ではなく当該認定を受けた地方公共団体の長が行うことから、その認可等の行政の適正性、公正性、専門性を確保する観点から当該地方公共団体に置くもので、その構成については、行政の適正性、公正性、専門性を確保することができるものであれば、教育に係る有識者や企業の経営者など、当該地方公共団体の判断に委ねることとします。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特例措置の内容の欄に以下の事項を記載してください。

当該地域に存在する教育上又は研究上の特別のニーズ

当該株式会社の設置する学校が、当該ニーズに対応する教育又は研究を行うことが適切かつ効果的であると、地方公共団体が認めた理由を含め具体的な内容

設置する学校が高等学校以下の学校である場合には、当該地方公共団体において行う評価の方法等及び審議会等合議制の機関の構成

セーフティネットの整備に向けた取組

5. 当該特例に係る特区計画申請の添付書類

特になし

8 1 7 学校設置非営利法人による学校設置事業

1 . 特例を設ける趣旨

不登校児童生徒やLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）といった教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるNPO法人があることから、地域のニーズと対応して不登校児童生徒等の支援の充実を図るため、このような実績のあるNPO法人について学校の設置を認めるものです。

2 . 特例の概要

地方公共団体が、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育をNPO法人の設置する学校が行うことにより、当該特区における学校教育の目的の達成に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、一定の要件を満たすNPO法人（学校設置非営利法人）は学校を設置することができます。

この際、学校設置非営利法人は財務状況書類等を公開し、また、認定地方公共団体は、学校設置非営利法人の設置する学校について評価を行うとともに、経営悪化等学校経営に支障が生じた場合には在学生の修学の継続が確保できるようセーフティネットを構築しなければなりません。

また、学校設置非営利法人が設置する学校の認可等については、認定地方公共団体が、自ら設置する審議会等合議制の機関に諮問して行います。

3 . 基本方針の記載内容の解説

- ・ 上記2 . にいう「一定の要件」とは、特定のニーズに対応する教育を行うとともに、資産要件、学校経営を担当する役員に学校経営の知識又は経験があること、役員に社会的信望があること、不登校児童等に対する教育活動に実績が相当程度あること、です。
- ・ 資産要件及び役員要件については、816のマニュアルを参照のこと。
- ・ 「実績が相当程度あること」とは、不登校児童生徒や学習障害（LD）・注意欠陥／多動性障害（ADHD）のある児童生徒など特別の配慮を必要とする児童生徒を対象とした活動を相当期間行っており、これらの児童生徒の利益の増進に寄与していると認められるものを指し、不登校児童生徒

等を対象とした当該 NPO 法人の活動状況や地域の実情等を踏まえ、認可権者である認定地方公共団体において判断することとします。

- ・ 情報公開・評価の方法・セーフティネットの内容・設置等に係る審議会等合議制の期間については、816 のマニュアルを参照のこと。

4 . 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

- ・ 特例措置の内容の欄に以下の事項を記載してください。

当該 N P O 法人の設置する学校が、不登校児童等を対象とした教育を N P O 法人の設置する学校が行うことにより、当該特区における学校教育の目的の達成に資すると、地方公共団体が認めた理由を含め具体的な内容

当該地方公共団体において行う評価の方法等及び審議会等合議制の機関の構成

5 . 当該特例に係る特区計画申請の添付書類

特になし

8 1 9 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業

1 . 特例を設ける趣旨

教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を行う構造改革特別区域研究開発学校において、国が行う小・中学校で使用する教科書の無償給与について、給与を行う学年の弾力化を図ることにより、研究開発学校における指導の円滑な実施に資するものです。

2 . 特例の概要

構造改革特別区域研究開発学校において教育課程の基準によらない教育課程を編成し、所属学年以外の学年用教科書を使用する必要がある場合には、上学年用の教科書を下学年の児童生徒に早期に給与することを可能とするものです。

3 . 基本方針の記載内容の解説

当該特区は、構造改革特別区域研究開発学校における教科書の特例的な給与を行うものであるため、当該特区としての認定に係る手続きとは別に構造改革特別区域研究開発学校設置事業の認定(申請)が必要となります。

国が行う小・中学校で使用する教科書の無償給与については、年度途中で転学した場合を除き、一人の児童生徒に同一学年用の教科書を二重に給与することはありません。よって、計画初年度は所属学年用と上学年用の教科書を併せて無償給与されることはありますが、次年度以降、所属学年用の教科書が既に給与されている場合には、上学年用の教科書のための給与となります。

4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例により上学年用の教科書の早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込みを具体的に記入してください。

既に構造改革特区研究開発学校設置事業の認定を受けている学校である場合には、そのことを記入してください。

5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

8 2 2 公私協力学校設置事業

1 . 特例を設ける趣旨

地方公共団体と民間主体との連携・協力により、地方公共団体による一定の支援と関与のもと、民間のノウハウや人材を活用しつつ、地域の教育ニーズに効果的、効率的に対応した特色ある学校教育の機会の提供が図られるよう、構造改革特別区域において、公私協力方式による高等学校及び幼稚園の設置の促進を図るものです。

2 . 特例の概要

高等学校又は幼稚園を対象に、公私協力学校を設置するため、地方公共団体が必要な支援を行い、民間と協力して学校法人（協力学校法人）を設立する場合には、当該学校法人の設立認可に係る手続きのうち、資産要件の審査については所轄庁による審査を行わず、当該地方公共団体の長が認めたことを以てこれに代えるものとします。

3 . 基本方針の記載内容の解説

(1) 基本的な用語の解説

「公私協力学校」は、地方公共団体が内閣総理大臣から本事業に係る特区計画の認定を受けた場合に、当該特区計画により設置すべきものとされる学校です。公私協力学校は、地方公共団体と学校法人との連携及び協力により設置・運営されるものであり、地方公共団体が特区計画を通じて実現しようとする教育は、公私協力学校において、その提供がなされることとなります。

「協力学校法人」は、公私協力学校の設置及び運営を目的として設立される学校法人であり、地方公共団体が地域ニーズに対応した教育を提供するために策定した公私協力基本計画に基づき、当該教育を実施する公私協力学校を設置・運営します。

「協力地方公共団体」は、内閣総理大臣から特区計画の認定を受けた地方公共団体であって、協力学校法人が公私協力学校の設置・運営を行う際の連携及び協力の相手方となる地方公共団体です。

(2) 公私協力学校の設置、協力学校法人の設立等に係る手続きについて

協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁が異なる場合、協力学校法人（又は指定設立予定者）が所轄庁に対して以下のアからエの申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければなりません。この場合、協力地方公共団体の長は、その申請又は届出に係る事項

に関して意見を付すことができ、また、所轄庁はその意見に配慮しなければなりません。

- ア 私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可の申請
- イ 私立学校法第45条第1項又は第2項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出
- ウ 私立学校法第50条第2項の規定による解散についての認可又は認定の申請
- エ 学校教育法第4条第1項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項の認可の申請
- オ 学校教育法施行令第27条の2第1項の規定による学校の目的の変更等についての届出

協力学校法人の寄附行為には、私立学校法第30条第1項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学校である旨を定めなければなりません。

(3) 「公私協力基本計画」について

公私協力基本計画は、協力地方公共団体の長が、公私協力学校の設置・運営や公私協力の在り方に関する基本的な事項として規定するものです。公私協力基本計画では、以下のアからカの事項を必ず定めなければなりません。

- ア 教育目標に関する事項
- イ 収容定員に関する事項
- ウ 授業料等の納付金に関する事項
- エ 施設設備の整備、運営費の助成に関する事項
- オ 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- カ その他の文部科学省令で定める重要事項（入学者の選抜に関すること等）

協力地方公共団体の長は、地域の教育の需要の状況の変化等により公私協力基本計画の変更が必要であると認めるときは、協力学校法人に協議して、公私協力基本計画を変更することができます。

協力地方公共団体の長が公私協力基本計画を策定又は変更するに当たっては、あらかじめ、教育委員会に協議しなければなりません。

(4) 公私協力学校の設置・運営を行うべき者の「指定」について

協力地方公共団体の長による公私協力学校の設置・運営を行うべき者の指定は、公告された公私協力基本計画に基づき学校を設置・運営しようとして、その旨の申し出を行った者のうちから行うものとします。協力地方公共

団体の長は、申し出を行った者が、公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有すると認めるときでなければ指定をしてはなりません。

協力地方公共団体の長は、協力学校法人が公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づいて適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき、公私協力学校に係る指定を取り消すことができます。その際、指定の取消しを受けた協力学校法人は、公私協力学校の廃止の認可を所轄庁に申請しなければなりません。

(5) 「公私協力年度計画」及び収支予算について

公私協力年度計画は、協力学校法人が、毎会計年度、公私協力学校の運営に関して作成する計画のことです。公私協力年度計画では、以下のアからカの事項を必ず定めなければなりません。

- ア 教育目標を達成するため当該年度にとるべき措置に関する計画
- イ 当該年度における教育課程の編成
- ウ 当該年度における授業料等の納付金の額
- エ 当該年度における生徒又は幼児の募集の方法及び募集定員
- オ ア～エに掲げるもののほか、公私協力基本計画の規定により公私協力年度計画で定めるものとされている事項
- カ その他当該年度における公私協力学校の運営に関する重要事項

協力学校法人は、公私協力年度計画及び毎年度の収支予算について、協力地方公共団体の長の認可を受けなければならないものとします。また、これを変更しようとするときも同様の認可が必要です。

協力地方公共団体の長は当該認可の決定(変更の認可を含む)に際しては、あらかじめ、教育委員会に協議しなければなりません。

(6) 協力学校法人に対する助成措置等について

協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置認可を受けた時点において、公私協力基本計画の実施に必要な施設設備の整備をなお必要とする場合には、当該施設設備を無償若しくは廉価で貸与若しくは譲渡し、又は当該施設設備の整備に要する資金を出えんするものとします。

協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力年度計画を実施するに当たり、授業料等の自己収入のみでは経費に不足を生じることとなると認められる場合には、公私協力基本計画で定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該年度計画の円滑かつ確実な実施のために必要な額の補助金を交付するものとします。

協力地方公共団体の長は、上記 及び の助成を受ける協力学校法人に対して、次のアからウの権限を有しています。

ア 助成に関し必要があると認める場合において、協力学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は協力地方公共団体の職員に協力学校法人の関係者に対して質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

イ 協力学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

ウ 協力学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく協力地方公共団体の長の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

上記 及び の助成を受ける協力学校法人は、文部科学大臣の定める基準（学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号））に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければなりません。

協力地方公共団体の長又は協力学校法人の所轄庁が協力学校法人に対して、上記 による権限の行使等を行う場合には、相互に密接な連携を図りながら、これを行わなければならないものとします。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

公私協力学校の設置を進めることが、地方公共団体自らが公立学校を設置するといった他の方法より教育効果・効率性等の観点から適切だと認めた理由、公私協力基本計画の内容に関する事、公私協力学校の設置・運営を行うべき者の指定の要件に関する事、協力学校法人に対する支援の具体的内容に関する事、については、可能な限り詳細に記載するようにしてください。

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし。

8 2 4 外国留学時認定可能単位数拡大事業

1．特例を設ける趣旨

高校生が外国の高等学校に留学した際の修得単位を、国内の高等学校等における修得単位として認定する際の認定可能単位数の上限を拡大することにより、外国の高等学校と我が国の高等学校等の円滑な交流を促進し、多様化する高等学校教育に対応し、その充実に資するとともに、グローバル化の進展に対応して、国際社会を生きる教養ある日本人の育成に資するものです。

2．特例の概要

校長が、外国の高等学校における履修を国内の高等学校等における履修とみなし、30 単位を超えない範囲で単位の修得を認定できるとしている現行制度について、地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情があるとして認定可能単位数の上限拡大について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、構造改革特別区域計画を実施するに当たり、36 単位までの修得単位の認定を可能とします。

3．基本方針の記載内容の解説

- ・「外国の高等学校」とは、外国における正規の後期中等教育機関をいいます。
- ・「教育上特に配慮が必要な事情」とは、更なる国際化への対応のためには、現行の外国への留学時の認定可能単位数の上限である 30 単位では、外国における学修や生活などの経験を適切に評価することが難しくなる場合などを想定していますが、具体的には当該地方公共団体の判断によります。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、認定しようとする単位数、教育上特に配慮が必要である事情について記載すること。

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

8 2 5 学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業

1．特例を設ける趣旨

不登校児童等の特別なニーズに対応した教育を行うことの重要性に鑑み、NPO法人がこれを行う学校を設置する場合に、これまでの活動を活かしつつ充実した教育が行われるよう、教員配置に関して各学校の設置基準の弾力的運用を可能とします。

2．特例の概要

NPO法人が不登校児童生徒等の特別なニーズに対応した教育を行うための学校を設置し、その特別なニーズに対応するため当該学校の教員配置を弾力化する必要がある場合には、設置基準上の「特別の事情」に該当し得るものとして、1人の教諭等が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることを可能とします。

3．基本方針の記載内容の解説

当該規制の特例措置は、8 1 7の規制の特例措置（学校設置非営利法人による学校設置事業）が当該特区計画に記載され、認定された場合に適用されるものです。

今回の特例措置は、小学校設置基準第5条、第6条、中学校設置基準第5条、第6条に関する部分であり、NPO法人が不登校児童生徒等に対する教育を行うための学校を設置する場合、その他の基準も含め、設置基準を満たす必要があります。

そのほか、8 1 7の規制の特例措置に関する記述を参照して下さい。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置を適用すべき理由を明記して下さい。

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

8 2 6 高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対する IT 等の活用による学習機会拡大事業

1．特例を設ける趣旨

本事業は、高等学校全日制課程の生徒であって学習意欲があるにもかかわらず、在学途中から何らかの事由により不登校状態になった者に対し、IT 等を活用した学習を指導の一部として認めることにより、学習の機会を充実するものです。

2．特例の概要

全日制課程において在学途中から不登校状態になった生徒に、通信制課程における教育課程の特例を適用し、IT 等を活用した学習を行うことを認めることにより、学習の意欲はありながら登校できない生徒が原級留置、転学、中途退学することなく不登校状態を解消し、卒業することを可能とします。

3．基本方針の記載内容の解説

・「不登校状態」とは、学校生活への適応が困難であるため、相当期間学校を欠席している状態にあると認められる生徒をいいます。また、「相当期間」については、小・中学校における不登校児童生徒に関する文部科学省の調査で示された年間30日以上欠席という定義が1つの参考となりますが、その判断は、当該学校を所管する地方公共団体の判断によります。

・「IT等の活用による学習」とは、具体的には、ラジオ放送、テレビ放送その他インターネットなど多様なメディアを利用して計画的かつ継続的に行われる学習を指します。こうした学習を不登校状態にある生徒が行い、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められた場合には、学校が各教科・科目、特別活動における指導の一部として扱い、卒業に必要な単位数20単位を上限として単位を与えるものです。

なお、多様なメディアを活用した指導方法を取り入れた場合でも、対面による指導を十分に確保することが望まれます。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし。(個別の特区計画の認定に当たっては、当該特区計画が憲法・教育基本法の理念、学校教育法に示された学校教育の目標を踏まえていることが必要である。)

5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

8 2 8 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業

1．特例を設ける趣旨

特区において、大学の設置を促進することにより、当該特区における教育研究の活性化を図り、広い知識を有するとともに、深く専門の学芸を修得することにより知的、道徳的、応用的能力を有する人材の育成を促進するものです。

2．特例の概要

地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、大学の設置等を行うことができるものとするものです。

3．基本方針の記載内容の解説

「地域の集積が高い等の特別の理由」について

例えば、大学、研究所、民間企業等が集積する拠点とされ区画整理がなされていること等の理由により物理的に運動場を設けるために必要な面積の土地の取得が事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があることなどといった、やむを得ない特別の理由がある場合が想定されます。この理由については、特区認定の申請の際に、地方公共団体が内閣総理大臣に対して証明を行う必要があります。

「運動場を設けるために必要な面積の土地」

法令上は運動場を設けるために必要な土地の面積についての基準はありません。このため、どの程度の面積であれば、運動場のための土地の面積として不足していることになるのかについては、学生数など個々の大学の実態に則して判断することになります。

「大学の設置等」について

大学の設置等とは、大学、大学の学部、短期大学の学科その他の大学の教育研究組織の設置及び大学の収容定員の変更のことをいいます。

「大学の教育・研究に支障が生じないもの」について

特例措置の適用後も当該大学における各学部・学科の教育研究上の目的を

達成することが可能であることが前提となりますが、具体的には、それぞれの実態に対応して判断することとなります。

「運動場を設けることと同等と認められる措置」について

このような措置としては、例えば、体育館の借用契約の締結やスポーツクラブとの優先利用契約の締結などが考えられます。

また、これらの施設については、自己所有である必要はなく、借用でも構いませんが、例えば、学生や教員が使用したい時に、当該大学の学生・教員以外の者がその施設を使用しているためにそれができないという事態が生じないようにするなど、現行制度における運動場（自己所有であることが前提）が有する機能に着目した配慮がなされることが必要です。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

5．当該特例に関して特に重要な添付書類

特になし

8 2 9 空地に係る要件の弾力化による大学設置事業

1. 特例を設ける趣旨

特区において、大学の設置を促進することにより、当該特区における教育研究の活性化を図り、広い知識を有するとともに、深く専門の学芸を修得することにより知的、道徳的、応用的能力を有する人材の育成を促進するものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有することなく、大学の設置等を行うことができるものとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

「地域の集積が高い等の特別の理由」について

例えば、大学、研究所、民間企業等が集積する拠点とされ区画整理がなされていること等の理由により物理的に空地を設けるために必要な面積の土地の取得が事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があることなどといった、やむを得ない特別の理由がある場合が想定されます。この理由については、特区認定の申請の際に、地方公共団体が内閣総理大臣に対して証明を行う必要があります。

「空地を設けるために必要な面積の土地」

法令上は空地を設けるために必要な土地の面積についての基準はありません。このため、どの程度の面積であれば、空地のための土地の面積として不足していることになるのかについては、学生数など個々の大学の実態に則して判断することになります。

「大学の設置等」について

大学の設置等とは、大学、大学の学部、短期大学の学科その他の大学の教育研究組織の設置及び大学の収容定員の変更のことをいいます。

「大学の教育・研究に支障が生じないもの」について

特例措置の適用後も当該大学における各学部・学科の教育研究上の目的を

達成することが可能であることが前提となりますが、具体的には、それぞれの実態に対応して判断することとなります。

「学生が休息その他に利用するのに適当な環境」について

このような環境としては、例えば、校舎の屋上や校舎内に学生が休息等に利用するのに適当な設備を設けた場所などが想定されるところですが、このような環境についても、自己所有である必要はなく、最終的には、それぞれの実態に対応して判断することとなります。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

5．当該特例に関して特に重要な添付書類

特になし

830 市町村教育委員会による特別免許状授与事業

1. 特例を設ける趣旨

教員免許状を有しないが優れた知識経験等を有する社会人を学校現場に迎え入れるための特別免許状について、市町村教育委員会も特別免許状を授与することを可能とすることにより、市町村において地域の特性を生かした教育を実施することを、より支援しようとするものです。

2. 特例の概要

市町村教育委員会において、地域の特性を生かした教育の実施などの特別の事情に対応するため、

特区において市町村が設置認可を行う学校を設置する株式会社が教員として雇用しようとする者（816との併用の場合）

特区において市町村が設置認可を行う学校を設置するNPO法人が教員として雇用しようとする者（817との併用の場合）

特区において市町村が給与等を負担し、その教育委員会が教員として任命しようとする者

に、特別免許状を授与する必要があると認めるときは、その市町村教育委員会がその市町村においてのみ効力を有する特別免許状の授与権者となることを可能とするものです。

都道府県教育委員会においては、従来どおり特別免許状を授与することができます。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 特区認定の要件等について

本特例措置により特別免許状を授与する場合であっても、従来どおり、教育職員免許法第5条第3項に規定する「学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合」に授与するものであることに変わりはありません。

なお、基本方針別表1の830「特例措置の内容」の欄中における「その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情」とは、以下の(2)に掲げる教員として社会人を登用することが必要となるような事情であり、各学校の特色により様々な事情が想定されます。

特区法第12条（学校設置会社による学校設置事業）第13条（学校設置非営利法人による学校設置事業）の規定による認定については、それぞれ、816、817の規制の特例措置に関する記述を参照して下さい。なお、これら

の認定申請の後、もしくは同時に本特例措置の認定申請を行うことは可能です。

(2) 授与対象者についての留意事項

基本方針別表1の830「特例措置の内容」の欄中 については、市町村費負担教職員、当該市町村が設置する高等学校又は中等教育学校の後期課程（市(指定都市を除く。)町村立学校の定時制を除く。)の教諭又は常勤講師、当該市町村が設置する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、又は養護学校の非常勤講師（教職員定数に換算されるもの（市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する非常勤講師）を除く。）が含まれます。

(3) 免許状の授与手続等について

免許状の授与手続や授与権者・免許管理者としての権限は、現行制度と同様です。なお、本特例措置の適用を受ける市町村教育委員会においては、事前に必要な事項を教育委員会規則において定める必要があります。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、上記3.(1)を踏まえて、市町村教育委員会が特別免許状を授与する必要があると認める理由を具体的に記載してください。

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

8 3 2 インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業

1 . 特例を設ける趣旨

この事業は、構造改革特区制度の下で、一定の場合について大学設置基準等に求める校舎等に関する基準を適用しないこととすることで、従来よりも少額の設備投資によってインターネットのみを用いて授業を行う大学が設置できるようにし、もって社会人の再教育などの社会的な要請に応える大学の設置を促進するものです。

2 . 特例の概要

地方公共団体が、その地域内にインターネットのみを利用して授業を行う大学の設置を促進する必要があると判断して、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限って、インターネットのみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とするものです。

3 . 基本方針の記載内容の解説

「インターネット大学」とは、「通信教育を行う学部のみを置く大学であって、インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成するもの」を指します。したがって、卒業要件となるスクーリングや実験に当たって学生の登校を求めるなど、インターネットによる授業のみで当該大学の卒業要件を満たすことができない場合は、学生が登校してくることを前提に校舎等の施設を整備する必要がありますので、今回の特例措置の対象からは外れることになります。

また、「インターネット大学院大学」とは、「通信教育を行う研究科のみを置く大学院大学(学部を置くことなく、大学院のみが置かれている大学を指します。)であって、インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で

授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成するもの」を指します。

インターネット大学及びインターネット大学院大学について、「教育研究に支障がない」とは、インターネットによる通信の良好かつ安全な運行を確保し、インターネットによる指導及び教育相談を円滑に処理するための体制が確保されていること等であり、具体的には例えば以下のような実態を備えていることを指します。

通信障害が発生した場合に、ただちにメンテナンスチームが復旧作業に当たることのできる体制を有していること

コンピュータ等の操作に関して不明な点が生じた場合、学生や教職員が相談することができるよう、原則として 24 時間態勢でのサポートが可能なヘルプデスク機能を有していること

チューター、メンターなどのいわゆるティーチングアシスタントを備え、授業内容に関する学生からの質問に対応させるとともに、教員と協力して学生の指導にも当たらせることのできる体制を有していること

インストラクショナル・デザイナーなどの専門的人材が、インターネットによる授業の設計、配信等に関与する体制を有していること

特に学部段階の学生を対象とするインターネット大学については、対面でのコミュニケーションによる教育効果に考慮して、当該大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等施設を有していること

なお、インターネット大学及びインターネット大学院大学の設置に当たっては、通常の大学設置審査を経由する必要がありますので、ご注意ください。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

「特例措置の内容」として、当該地域でインターネットを利用した大学教育を推進することが必要とされる理由、及び、設置しようとするインターネット大学またはインターネット大学院大学が、「教育研究に支障がない」体制を備えているものと認められる理由について記載してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

8 3 3 校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業

1．特例を設ける趣旨

当該地域に教育上の特段のニーズがある場合において、これに対応する専修学校又は各種学校（以下「専修学校等」という。）を設置するにあたり、校地・校舎の自己所有を求めないものとすることにより、これらを設置しやすくするものです。

2．特例の概要

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、教育上の特段のニーズがあると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該ニーズに対応した教育を行う専修学校若しくは各種学校の設置認可又はこれらの学校の設置を目的とする学校法人若しくは準学校法人の寄附行為の認可にあたり、学校経営の安定性・継続性が担保できると所轄庁である都道府県知事が認める場合に、その校地・校舎等の自己所有要件を求める必要がないこととします。（既存の学校法人が当該学校を設置する場合も同様とします。）

3．基本方針の記載内容の解説

- ・ 「教育上特段のニーズ」とは、当該地域の特性や需要などに対応するために、専修学校等の設置を促進する必要がある場合ですが、地方公共団体が柔軟に判断することができます。
- ・ どのような場合について「学校経営の安定性・継続性が担保できる」かについては、各認可権者に委ねることとします。

4．特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

- ・ 特例措置の内容の欄には、当該地域に存在する教育上の特別のニーズを記載してください。

5．当該特例に係る特区計画申請の添付書類

特になし

8 3 4 地方公共団体の長による学校施設の管理及び整備に関する事務の実施事業

2 . 特例を設ける趣旨

学校施設と他の公の施設の一体的な管理や整備をすることにより、例えば、学校施設の複合化や余裕教室の活用の促進、計画的な施設整備の推進が期待できるため、構造改革特区において、教育委員会が行うこととされている学校施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを認めるものです。

2 . 特例の概要

地方公共団体の長が学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することについて、当該地方公共団体が、学校施設及び公の施設の一体的な利用又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定の日以後は、当該学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行することができます。

この際、認定を受けた地方公共団体の長は、学校施設の管理及び整備に関する事務のうち学校における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければなりません。

また、上記の規則を制定し、又は改廃しようとするときにも、認定を受けた地方公共団体の長は、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければなりません。

3 . 基本方針の記載内容の解説

「学校施設の管理及び整備に関する事務」について

「学校施設の管理に関する事務」としては、例えば、目的外使用の許可、維持修繕、安全点検、清掃などの事務が挙げられます。

また、「学校施設の整備に関する事務」としては、例えば、施設の整備に係る計画の策定（整備目標の設定など）、施設の設計・整備事業の実施、施設の複合化に係る施設の設計・整備事業の実施などの事務が挙げられます。

(学校施設の設置そのものに係る事務は含まれません。)

「校舎その他の施設」について

校舎のほか、運動場、プール、体育館、給食施設などを指します。

「利用及び配置の状況」について

「利用の状況」としては、学校施設については余裕教室が十分に活用されているか、公の施設については住民のニーズが十分に満たされているかなどが挙げられます。また、「配置の状況」としては、どのような学校施設や公の施設がどこに配置されているか、複合化されていたり隣接して配置されていたりするかなど一体的に利用を図る必要があるか、全体として住民のニーズを十分満たすものとしての配置状況になっているかなどが挙げられます。

「その他の地域の事情」について

例えば、将来的な児童等の減少や増加を見越して学校施設の整備を緊急的に行わなければならない場合など、地方公共団体の長が一体的に事務を行うことが適切と考えられる状況が想定されます。

「学校施設及び公の施設の一体的な利用」について

例えば、学校施設に余裕教室が生じている場合にこれを公の施設として活用し、複合施設として一体的に利用する場合や、学校施設と公の施設が隣接して設置されている場合にこれらを一体的に利用する場合などにおいて、学校施設を学校教育の目的に使用することだけでなく、高齢者との交流スペースなど教育以外の目的に使用することも想定され、具体的には様々なケースが考えられます。

「これらの総合的な整備」について

例えば、学校施設と公の施設について一体的な計画を策定するなど総合的な整備を行うことが想定され、具体的には様々なケースが考えられます。

「学校における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがない」について

例えば、学校施設と他の公の施設の複合化を行う場合には、複合化する公の施設について教育活動へ悪影響を及ぼすような施設は避けるべきであり、また、学校施設と他の公の施設の整備計画を一体として策定する場合にも、その地域における教育内容に関わる施策と学校施設の整備は、齟齬をきたさ

ないように行われるべきであると考えられます。

「学校における教育活動と密接な関連を有するもの」について
例えば、基本的な施設整備計画の策定などが想定されますが、それぞれの
地方公共団体において、地域の実情に応じて主体的に判断されるものです。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

以下の事項については可能な限り詳細に記載するようにしてください。

- ・ 移譲の対象となる事務及び施設、並びにその理由
- ・ 教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めた理由
- ・ 学校における教育活動と密接な関連を有するものとして教育委員会から意見聴取することとするものの内容及び範囲、意見聴取の時期及び手法等

認定後に策定することとなる地方公共団体の規則の案を可能な限り添付する
ようにしてください。

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし